

神戸市健康科学研究所公的研究費事務取扱要領

(趣旨)

第1条 神戸市健康科学研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費の事務の取扱いについては、平成19年2月15日付文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の趣旨を踏まえ、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）、その他別に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(公的研究費に係る手続)

第2条 研究所は、研究者に代わり、公的研究費に係る諸手続を行う。

(最高管理責任者等の設置)

- 第3条 研究を適正に遂行するため、研究所全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、「最高管理責任者」を置き、所長がこれにあたる。
- 2 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を置き、第1衛生研究部長がこれにあたる。

(公的研究費の管理等)

- 第4条 研究所は、公的研究費の送付があったときは、最高管理責任者の名義で作成した金融機関の口座に預金し、研究者に代わり公的研究費を管理する。
- 2 公的研究費から生じた利子は、研究代表者の研究費に繰り入れる。ただし、研究代表者が希望した場合には、研究所に譲渡することができる。

(公的研究費の経理)

- 第5条 公的研究費の執行に係る経理事務は、研究者に代わり、第1衛生研究部管理グループおよび精度管理部門（以下、併せて「事務部門」という。）において行う。
- 2 公的研究費の執行に係る経理事務は、神戸市の会計事務例規等の定めるところに準じて取扱う。

(帳簿)

第6条 事務部門が収支簿を作成し、随時、担当係長が確認する。

(発注・検査)

- 第7条 物品の発注は、最高管理責任者の決裁を経て、事務部門または研究者が行い、納品検査は担当係長及び事務担当者が行う。
- 2 物品の発注にあたっては、原則2社以上の見積書を徴取し、研究費の適正かつ効率的な執行を図るものとする。ただし、総額（税込）が10万円未満の契約をする場合は、契約しようとする者からのみの見積書によることができる。

(設備等の帰属)

- 第8条 研究者が公的研究費により購入した設備又は備品（10万円以上の図書を含む。以下「設備等」という。）は、研究所に帰属する。
- 2 前項の規定による設備等について、研究者が他の研究機関に所属することとなり、当該公的研究費に係る研究を継続するために、新たに所属することとなる研究機関において当該

設備等を使用することを希望する場合には、研究所は、当該設備等について用途の廃止手続を行い、返還する。

(自己検査)

第9条 統括管理責任者は、毎年度2回自己検査を実施し、その結果を最高管理責任者に報告する。

(関係書類の保管)

第10条 担当係長は、公的研究費に係る関係書類を整理し、公的研究費の交付を受けた年度終了後5年間保管する。

(監査)

第11条 公的研究費の適正な管理のため、第2衛生研究部に係る監査については第1衛生研究部、第1衛生研究部に係る監査については第2衛生研究部にそれぞれ内部監査部門を置き、相互監査を行う。

- 2 内部監査部門は、毎年度1回内部監査を実施し、不正が発生した際には速やかに発生要因に応じた内部監査を実施する。内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査等を通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。
- 3 内部監査部門は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について研究所全体の観点から確認し、その結果を部長会において定期的に報告し、意見を述べるものとする。また、内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を部長会において定期的に報告し、意見を述べるものとする。
- 4 内部監査の結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用し、研究所全体としてリスクが発生しないように徹底する。

(使用ルール等の相談窓口)

第12条 公的研究費の使用に関するルール等について、研究所内外からの相談を受け付ける窓口を事務部門に設置する。

- 2 不正に関する研究所内外からの通報（告発）の受付窓口を事務部門に設置する。
- 3 不正に関する研究所内外からの通報（告発）を受けた場合は、速やかに統括管理責任者へ伝達し、統括管理責任者は最高管理責任者へ報告する。

(不正防止計画推進)

第13条 研究所全体の観点から不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施を推進する部署（以下、「防止計画推進部署」という。）は事務部門に置く。

- 2 最高管理責任者が率先して不正防止に対応することを表明するとともに、防止計画推進部署は、不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(誓約書)

第14条 公的研究費の交付決定時に運営・管理に係る研究者、共同研究者、担当係長は誓約書を提出する。

誓約書には、関連の諸規則等を遵守し不正を行わないこと、さらに不正を行った場合には処分と法的責任を負担する旨を含むこととする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

この要領は、平成25年4月26日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。